

---

# 墨田区障害福祉総合計画(案)

令和6年度～令和8年度

---

## 【概要版】

(第6期墨田区障害者行動計画)

(墨田区障害福祉計画【第7期】)

(墨田区障害児福祉計画【第3期】)



ひと、つながる。

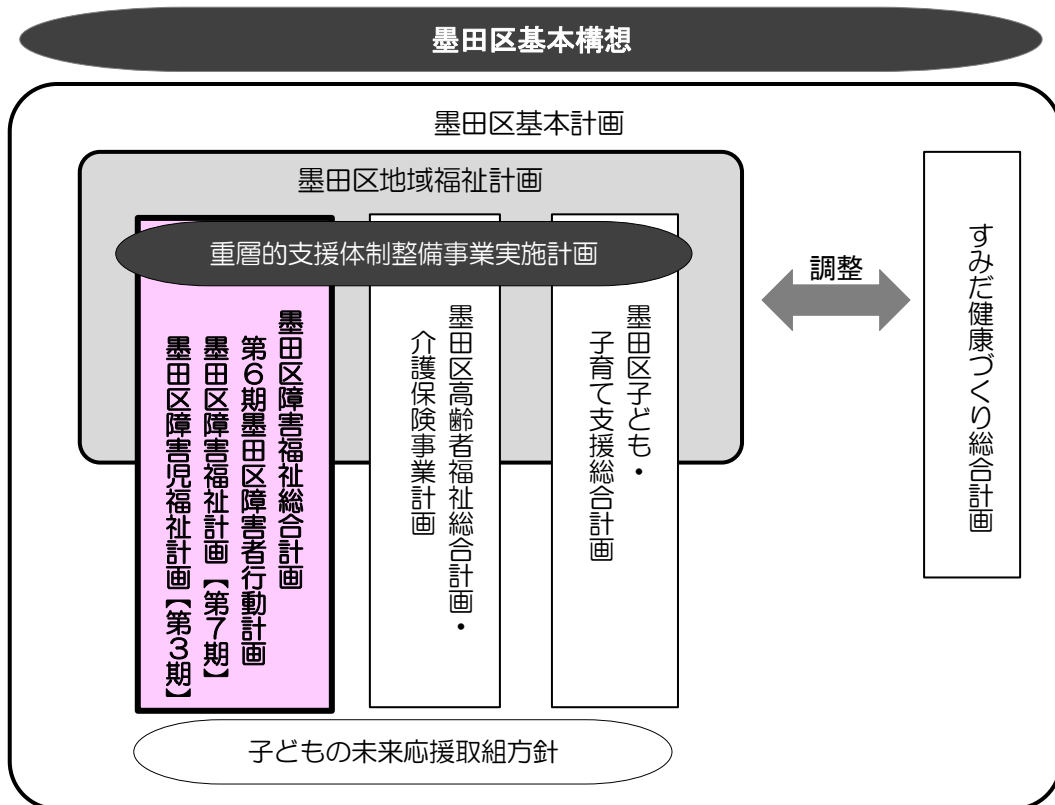
墨田区

# 墨田区障害福祉総合計画

## ❖ 墨田区障害福祉総合計画の位置づけ

「墨田区障害福祉総合計画」は、  
障害のある方の暮らしを支える施策について定めた「墨田区障害者行動計画」  
障害のある方のために福祉サービスなどについて定めた「墨田区障害福祉計画」  
障害のある子どものための福祉サービスなどについて定めた「墨田区障害児福祉計画」  
の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を一体的に策定したものです。

この計画は、区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想に基づく「墨田区基本計画」及び区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保って作成しています。



## ❖ 計画の期間

計画の期間は、3計画を合わせて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

# 第6期墨田区障害者行動計画

## ❖目的と理念

「墨田区障害者行動計画」は、障害のある方の暮らしを支える施策の推進を図るため、今後取り組むべきことを総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

障害者施策を展開するための理念として、次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進めます。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会を目指します。

### 自己決定の尊重

障害のあるすべての人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

### 地域における自立生活の支援

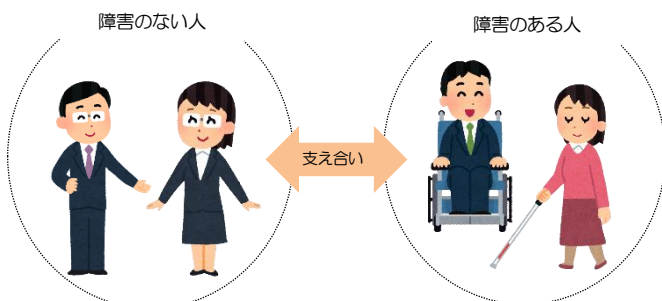
障害のあるすべての人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

### ともに生活する社会の創造

障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

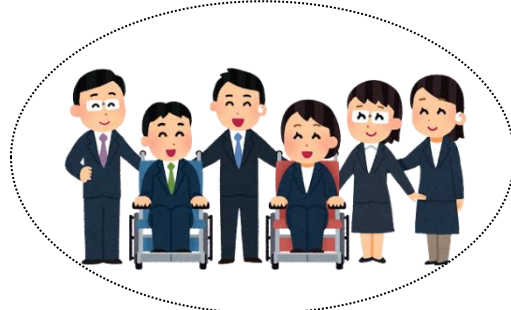
## ▶墨田区の考えるノーマライゼーションとインクルーシブについて

### ノーマライゼーション



障害のある人とない人が、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指す考え方は、

### インクルーシブ



障害のある人もない人も、社会の構成員として包括的に支え合い、健康的で文化的な生活の実現を目指す考え方は、

## 基本目標1 子どもとその家族を支援する

乳幼児期の早い段階から一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、医療、福祉、保健、子育て支援、教育など多分野が連携し、障害の早期発見、早期療育を支援します。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことができるよう地域全体で環境を整えていきます。

### ■施策の方向

- 1-1 早期発見と早期療育
- 1-2 幼児教育・保育の充実
- 1-3 特別支援教育の推進
- 1-4 放課後活動等の充実

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 児童発達支援センター等の運営
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネート
- ・ インクルージョンの推進
- ・ 特別支援学級の整備
- ・ 放課後等デイサービスの充実

—この数値を目指します—

障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う方の割合	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
「とてもそう思う」、「まあそう思う」と回答した方の割合	45.0%以上	掲載予定	掲載予定

出典：令和5年度 子ども・子育て支援ニーズ調査

#### ▶インクルージョンの推進について

子どもの年齢や国籍、発達などのさまざまな背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れ、全ての子どもが、個々の特性に必要な援助を受けながら、ともに成長できる環境の整備を進めます。



## 基本目標2 社会参加を支援する

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ・レジャーの場づくりなどを推進します。また、全ての人が等しく、自らの生活にかかわる行政に参画できる仕組みを整備します。

### ■施策の方向

2-1 移動手段の確保

2-2 日中活動の場の充実

2-3 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

2-4 区民参画の推進

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者（児）移動支援の実施
- ・ 障害者の日中活動の充実
- ・ 墨田区自立支援協議会の運営

—この数値を目指します—

1週間に外出する頻度	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
「毎日外出する」、「週に1日は外出する」と回答した方の割合	45.0%以上	80.8%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査



#### ▶ 地域自立支援協議会とは

地域の関係者が集まり、障害者等への適切な支援に関する情報や課題を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議する場です。

## 基本目標3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労に向けた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における就労を支援します。また、企業等で働く人がライフステージの変化等により障害者施設での就労に移行するなど、地域で暮らし続けるための就労支援を行います。

### ■施策の方向

3-1 企業等での就労への移行促進

3-2 障害者施設における就労等の支援の充実

3-3 **ライフステージの変化に応じた就労支援の実施**

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者の就労等に関する総合相談の実施
- ・ **就労移行・定着支援事業の充実**
- ・ 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
- ・ 作業所等経営ネットワーク事業の実施
- ・ **障害者施設における新商品開発支援事業の実施**
- ・ **障害者就労に特化した計画相談の実施**

—この数値を目指します—

仕事をしている方の割合	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
「働いている」と回答した方の割合	45.0%以上	47.8%	50.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

▶ 障害者施設における新商品開発について  
障害者施設で作業する方の工賃の維持・向上を目指し、区内のクリエイター等と連携して新商品の開発・改良を支援し、販路開拓を図っています。



## 基本目標4 地域生活を支援する

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくり、経済面での支援など一人ひとりの状況や必要性に応じた支援を進めます。

### ■施策の方向

4-1 日常生活を支えるサービスの充実

4-2 介護をしている家庭等への支援

4-3 住み慣れた地域での暮らしの支援

4-4 所得の保障及び医療費の助成

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 短期入所施設の整備及び運営支援
- ・ グループホームの整備・支援体制強化支援
- ・ 地域生活支援拠点等の面的整備

—この数値を目指します—

地域で暮らしている方の割合	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
「家族と」、「一人」、「グループホーム」と回答した方の割合	95.1%以上	94.3%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査

### ▶ 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場等です。



## 基本目標5

# 相談支援体制の充実及び情報の利用のしやすさを向上し、コミュニケーションの充実を図る

障害の重度化や、複合的な福祉の課題、ニーズの多様化への対応に向けて、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備します。また、誰もが不自由なく、必要な情報を得ることができるよう、取組を進めます。

### ■施策の方向

5-1 相談先の確保と権利擁護の推進

5-2 情報バリアフリーの推進

### ■区が重点的に取り組むこと

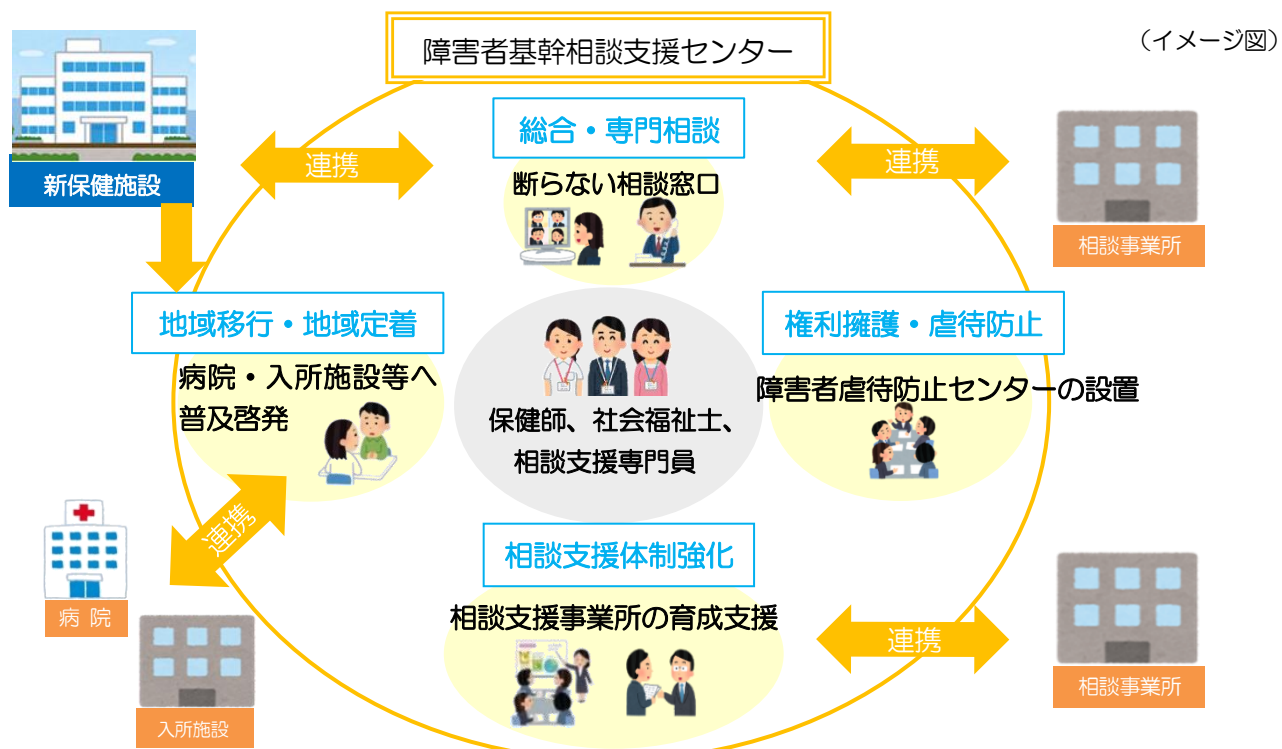
- ・ 障害者に対する相談体制の充実
- ・ 基幹相談支援センター事業

—この数値を目指します—

悩みごとを相談する相手がいる方の割合	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
相談する相手がいると答えた方の割合	90.0%以上	87.4%	90.0%以上

▶ 基幹相談支援センターとは 出典：計画策定アンケート調査

主に地域の相談支援事業所をサポートするほか、墨田区内の関係機関と協力しながら、障害のある人の暮らしを支援します。





## 基本目標6 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、障害に対する理解促進と合理的な配慮が進むよう区民・事業者への啓発に取り組むほか、障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、公共施設を改築する際には、ユニバーサルシートの設置を積極的に推進し、民間事業者に対しても理解が深まるよう普及啓発に努めます。

### ■施策の方向

6-1 障害の理解の推進

6-2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

6-3 安全・安心な暮らしの支援

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者問題に関する啓発の実施
- ・ 公共建築物等の改善整備
- ・ 道路のバリアフリー整備
- ・ 地域社会における障害者救護体制の充実

—この数値を目指します—

配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
「配慮を受けられずに困ることはない」と回答した方の割合	50.0%以上	50.9%	現状水準以上

#### ▶ 障害者救護体制の充実について

- ・ 民間事業者等との協定締結等、福祉避難所の確保に努め、設置・運営体制の整備を図ります。
- ・ 障害者や高齢者等、要配慮者のニーズにも対応した避難に必要な設備・施設の整備に努めます。



## 基本目標7 サービスの質を確保する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス提供事業所の適正な運営を支援します。

### ■施策の方向

7-1 適正な事業所運営の支援

7-2 事業者や団体の支援

7-3 ボランティアの育成

### ■区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害福祉サービス第三者評価制度の水準
- ・ 指導監査の実施

—この数値を目指します—

過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数	第5期 目標	第5期 現状	第6期 目標
第三者評価を受審した区内の事業所数	29事業所以上	掲載予定	掲載予定

出典：とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価結果

#### ▶ 第三者評価とは

第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

# 墨田区障害福祉計画【第7期】・ 墨田区障害児福祉計画【第3期】

## ❖計画の目的

墨田区障害福祉計画【第7期】及び墨田区障害児福祉計画【第3期】は、

- ① 国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に基づく令和8年度における指定項目の成果目標
  - ② 各年度における障害者総合支援法、児童福祉法、及びその他関連事業に係るサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
  - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- について定め、サービスの円滑な実施を確保することを目的としています。

## ❖計画の理念

上記の施策を展開するための理念として、次の基本理念を掲げています。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組の定着

## ❖基本指針に定める成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和8年度末における施設入所者数の見込みを設定します。

	令和8年度までに
①入所している施設から地域へ戻った人の数	11人以上 (190人の6%)

	令和4年度	令和8年度
②施設で生活する人の数	190人	190人(現状維持)

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

令和8年度までに
令和4年度、精神障害者地域生活支援協議会で協議を行い、入院中の精神障害者等が地域生活への移行を体験できる事業として「自立生活体験事業」を開始しました。こうした事業を通し、入院中の精神障害者等の地域移行支援を推進します。

### (3) 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等について、区における必要な機能の検証をしていきます。

令和8年度までに
知的・身体・精神障害を問わず、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点として整備します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労について支援していきます。

令和8年度までに

- ① 就労に特化した相談支援事業所を整備し、障害のある方の希望や能力に合う仕事探しを支援していきます。
- ② 特別支援学校と連携し、卒業後の進路選択を支援していきます。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

### ①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置

児童発達支援センターみつばち園で実施している保育所等訪問事業について、他事業所と連携しながら、体制を拡充していきます。

### ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、関連部署と連携し推進していきます。

### ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所が安定的に運営できるよう、支援します。

### ④医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する庁内連携会議を継続的に開催し、医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを統括する役割を担います。



#### ❖医療的ケア児とは❖

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

全国では約2万人いると推計され、東京都の医療的ケア児は約2千人と推計されています。医療的ケア児の数は年々、増加傾向にあります。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

令和8年度までに

- ① 障害者基幹相談支援センターが計画相談支援事業所の育成・支援を行うなど、相談支援体制の強化を図ります。
- ② 墨田区地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、協議会の体制を整備します。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

自立支援給付費の請求に係る審査結果（過誤納等の情報）の共有や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査に係る目標を設定します。

令和8年度までに

- ① 障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月1回の請求期日ごとに年12回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。
- ② 東京都福祉局と連携し、計画的な指導監査を実施します。

## ❖各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みと確保方策

各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）は下記のとおりです。

- ◆各年度における実績及び見込み量は、各年度最終月（3月）の数値です。（一部記載のあるものについては、各月の平均等です。）
- ◆用語の説明 「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいいます。  
「人数」とは、実利用人数を指します。当月において複数回利用しても1人とします。
- ◆『📌』が表示されている項目については、障害福祉サービス等の必要な量の見込みの項目として令和6年度に新設又は変更される事業です。

内容	単位	見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<b>(1) 訪問系サービス</b>					
① 居宅介護📌	時間数	7,954	8,525	9,095	
	人数	488	523	558	
② 重度訪問介護📌	時間数	2,981	2,981	2,981	
	人数	12	12	12	
③ 同行援護📌	時間数	2,516	2,516	2,516	
	人数	108	108	108	
④ 行動援護📌	時間数	130	130	130	
	人数	4	4	4	
⑤ 重度障害者等包括支援📌	時間数	0	0	0	
	人数	0	0	0	
<b>(2) 日中活動系サービス</b>					
① 生活介護	人日分	9,351	10,096	10,906	
	人数	439	474	512	
② 自立訓練(機能訓練)	人日分	17	17	17	
	人数	2	2	2	
③ 自立訓練(生活訓練)	人日分	1,497	2,108	2,955	
	人数	76	107	150	
④ 就労選択支援📌	人日分	—※1	—※1	—※1	
	人数	—※1	—※1	—※1	
⑤ 就労移行支援	人日分	1,602	1,602	1,602	
	人数	91	91	91	
⑥ 就労継続支援(A型)	人日分	497	497	497	
	人数	26	26	26	
⑦ 就労継続支援(B型)	人日分	8,943	9,644	10,414	
	人数	523	564	609	
	工賃(平均日額)	18,500	19,000	19,500	
⑧ 就労定着支援	人数	87	101	114	
⑨ 療養介護	人数	30	32	33	
⑩ 短期入所	福祉型	人日分	764	764	764
		人数	83	83	83
	医療型	人日分	83	83	83
		人数	11	11	11

※1：令和4年12月16日公布の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律にて創設された事業で、施行期日は公布後3年以内の政令で定める日とされています。令和7年度から施行されると仮定し、民間事業所との情報連携を図り、情報収集を行います。

内容	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(3)居住系サービス</b>				
①自立生活援助	人数	12	16	21
②共同生活援助	人数	276	300	327
③施設入所支援	人数	190	190	190
④地域生活支援拠点等	実施回数(年間)	1	1	1
<b>(4)相談支援</b>				
①計画相談支援	人数(各月平均)	227	255	285
②地域移行支援	人数(各月平均)	2	3	3
③地域定着支援	人数(各月平均)	1	1	1
<b>(5)障害児通所支援</b>				
①児童発達支援	人日分	2,736	2,869	3,010
	人数	760	797	836
②居宅訪問型児童発達支援	人日分	7	7	7
	人数	2	2	2
③放課後等デイサービス	人日分	5,200	5,512	5,845
	人数	500	530	562
④保育所等訪問支援	人日分	34	38	43
	人数	21	24	27
<b>(6)障害児相談支援</b>				
①障害児相談支援	人数(各月平均)	22	25	28
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数	4	5	6
<b>(7)発達障害者等に対する支援</b>				
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人数(年間)	50	50	50
②ペアレントメンターの人数	人数(年間)	①の事業を通じた支援を実施		
③ピアサポートの活動への参加人数	人数(年間)	6	7	8



内容	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(8)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>				
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数(年間)	2	2	2
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	6	6	6
	医療(精神科)	6	6	6
	医療(精神科以外)	6	6	6
	福祉	14	14	14
	介護	1	1	1
	当事者及び家族	2	2	2
③精神障害者の地域移行支援	人数(各月平均)	1	1	1
④精神障害者の地域定着支援	人数(各月平均)	1	1	1
⑤精神障害者の共同生活援助	人数	87	99	110
⑥精神障害者の自立生活援助	人数	12	16	21
⑦精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人日分	836	999	1,162
	人数	44	53	61
<b>(9)相談支援体制の充実・強化のための取組</b>				
①基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言延べ件数	12	48	48
	研修・事例検討会の実施回数	4	4	4
	相談支援事業所連絡会等の実施回数	2	2	2
③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	1	1	1
	参加事業者・機関数	21	21	21
	専門部会の配置数	4	4	5
<b>(10)障害福祉サービスの質を向上させるための取組</b>				
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数(年間延べ)	15	15	15
②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	回数(年間)	12	12	12

## ◆地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度における事業の種類ごとの量の見込み又は実施の有無は、下記のとおりです。

### (1) 必須事業

内容	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②自発的 支援事業 活動	心の健康づくり対策事業 ア 家族会	実施の有無	有	有
	イ こころの病を持つ方の家族 のための連続講座	実施の有無	有	有
③相談 支援事業	ア 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4	3
		実利用見込み者数	1,800	1,850
	イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有
	ウ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有
④成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数/年	5	5	5
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
⑥意思疎 通 支援事業	ア 手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数/年	1,800	1,825
	要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数/年	130	140
	イ 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/日	2	2
⑦日常生 活用具給 付等 事業	(1)介護訓練支援用具	給付等見込み件数 /年	11	11
	(2)自立生活支援用具		50	50
	(3)在宅療養等支援用具		35	35
	(4)情報・意思疎通支援用具		60	60
	(5)排泄管理支援用具		400	400
	(6)住宅改修費		8	8

内容	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧手話奉仕員養成研修事業	実養成研修修了見込み者数/年	8	10	12
⑨移動支援事業	実利用見込み者数	403	418	435
	延べ利用見込み時間数/月	5,613	5,694	5,776
⑩地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数/月	120	130	140
⑪精神障害者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)	協議会開催見込み回数	5	5	5

## (2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるかと定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業